公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：メキシコ国トゥラ川流域における健全な水循環の回復と持続可能なガバナンスのためのプロジェクト
２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：メキシコ国トゥラ川流域における健全な水循環の回復と持続可能なガバナンスのためのプロジェクト
調達管理番号：26a00853

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き
第２章　特記仕様書案
第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月11日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：メキシコ国トゥラ川流域における健全な水循環の回復と持続可能なガバナンスのためのプロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年2月　～　2029年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の16%を限度とする。
３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の8%を限度とする。

（６）部分払の設定
本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
１）2028 年 2 月
２）2029 年 2 月

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口
国際協力調達部　契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部
地球環境部　水資源グループ　水資源第二チーム

（３）日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月17日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月18日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年12月7日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年12月16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限
２） 積極的資格要件
３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「メキシコ国トゥラ川流域における統合的流域管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00969）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00853_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙２の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙１「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

メキシコ合衆国（以下、「メキシコ」）中部に位置するトゥラ川流域（以下、「本流域」）には、流域外のメキシコシティ都市圏から 3 本の主要排水トンネルを通じて大量の下水が流入している。同都市圏から排出される下水の約 60%は、アトトニルコ下水処理場（処理能力 35 m3/s）において農業用水用に処理されているものの、未だに多量の下水が未処理のまま流入している。さらに本流域ではセメント産業、発電所、繊維産業等の産業活動が活発であるほか、人口増加や都市化も進展している。このため、工場排水や都市部からの生活排水が発生しているが、十分な処理施設が整備されていない地域も多く、工場排水や都市下水に対する排水規制の執行も十分ではないため、本流域内の汚染源からも未処理排水が流入している。本流域内のトゥラ川、サラード川、エンドー貯水池は国内で最も汚染度の高い水域に分類されており、生物化学的酸素要求量（BOD）、糞便性大腸菌、重金属等の環境基準値の超過が常態化している。こうした状況を受け、シェインバウム大統領は、レルマ・サンティアゴ川及びアトヤック川とともにトゥラ川を国内で最も汚染が著しい河川としており、その水質改善を重点施策として掲げている。

一方で、トゥラ川を流下する水には窒素やリンが含まれていることから、一定の肥料効果を有する水資源として国内有数の農業地域であるイダルゴ州で灌漑用水として活用されている。そのため農業従事者からは、処理水質の高度化よりも一定の栄養分を保持する水質の維持が求められている。また、同州の農業の一部はトゥラ川から供給される灌漑用水に依存しており、その供給量が安定的に確保されなければ農業生産に悪影響を及ぼすおそれがあることから、同河川は地域の重要な水資源として位置付けられている。

このような背景のもと、本事業は、トゥラ川流域における健全な水循環の確保および水質改善を目指して、流域管理体制の強化を支援するものである。具体的には、水循環及び水質に関する科学的な分析基盤の構築、流域関係者による協議メカ

ニズム及び持続的なガバナンス体制の整備、それらを通じたアクションプランの更新を通じて、トゥラ川流域における持続可能な水資源管理体制の確立に寄与することを目指す。

本プロジェクトに通底する基本コンセプトは、トゥラ川流域の水資源、すなわち、様々な目的（水道、工業用水、灌漑、環境等）で活用されている表流水、地下水、下水（トゥラ川流域では120年以上にわたってメキシコ盆地からの排水が農業に利用されてきた）、下水再生水の水量と水質の循環を統合的に捉えて、それらの相互作用を理解しつつ、ステークホルダーと共に総合的に水資源を管理していくことを目指すものである。このために、情報･データ収集に基づいて数値シミュレーションモデルを構築して水循環の現状を把握すると共に、計画･実施中および新規提案される対策プロジェクト/プログラムの効果を評価し、その計画立案と実施のための組織･制度および政府組織や民間企業および水利用者･被害者を含むステークホルダーと協働するプロセスのGood Governanceを提案する。このような基本コンセプトは、メキシコ国の法律（2025年12月に制定された「総合水資源法（Ley General de Aguas: LGA）」および改正された「国家水資源法（LAN: Ley de Aguas Nacionales）」）に合致すると共に、JICAの課題別基本戦略である水資源分野グローバル・アジェンダの重点である、実践的な統合水資源管理による課題解決とWater Well-being社会の構築に合致している。

第２条 業務の目的と範囲

（１） 業務の目的

本プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成を支援する。

（２） 業務の範囲

本業務は、2026年10月に署名されたR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第2条 業務の目的」を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項を行い、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第３条 調査実施の留意事項

（１） 成果間の連携及び活動の重点化

本事業は30か月という限られた協力期間の中で、成果3「ステークホルダー間の協議メカニズムの運用及び持続的なプラットフォームの構築」を通じた持続的な流域管理体制の確立を重視している。このため、成果1「水循環及び水質の現状把握並びにプロジェクト・プログラムの有効性の検証」及び成果2「アクションプランの更新」に係

る活動については、プロジェクト初期段階に集中的に実施し、得られた結果を成果3における関係者間の共通理解の醸成、合意形成及びアクションプランの実施促進に活用すること[2]。

また、成果1で得られた分析結果及び成果2で検討するアクションプランを、成果3における関係者間の協議、合意形成及び試行的な施策の実施に活用することにより、プロジェクト期間中に持続的な流域管理体制の構築及び運用を進めること。特に、成果3においては、関係者間の合意形成のみならず、本プロジェクト（活動2-5）及びメキシコ政府による施策の試行的な実施、人材及び資金の動員、実施体制の構築まで見据えて取り組むこと。

（２） 数値シミュレーションモデルの構築（成果１）

利用可能なデータの制約や実施機関による継続運用の必要性を踏まえ、本事業で構築する水循環及び水質に関する数値シミュレーションモデルは、実用性を重視したものとすること[3]。特に、プロジェクト終了後のCONAGUA（国家水委員会）による継続的な運用を念頭に、オープンソースソフトウェアの活用や適切な技術移転方法について十分配慮すること。また、当該モデルは流域の現状及び各種対策の効果を可視化し、関係者間の共通理解の醸成及び科学的根拠に基づく意思決定を支援するツールとして活用するとともに、流域内施設に設置し、環境教育及び普及啓発にも活用するものとすること。このため、行政機関のみならず、水利用者、地域住民、学生等の非専門家を含む多様な関係者にとって理解しやすい表示及び可視化を行うこと。さらに、実施機関が継続的に運用及び活用できるよう、必要な技術移転及び運用研修を実施すること。

（３） ステークホルダー間の利害調整

本事業では、流域内外の行政機関、水利用者、農業関係者、民間企業、学術機関等の多様なステークホルダーの参画の下、アクションプランの更新及び持続的な流域管理体制の構築を行う[4]。特に、トゥラ川流域では下水が農業用水として利用されており、

---

[2] ２において、既存の計画や実施中および新たに提案するProjectやProgramを含むアクションプランを作成するが、合意可能でありかつ緊急性の高い事業を中心にまとめていく。現段階で想定される上記事業および成果３で実施可能な試行的な施策を提案すること

[3] 成果１（プロジェクト開始時）で実施する、水循環および水質に係る数値シミュレーションモデルの構築と、その結果の分かり易い表現方法を提案すること

[4] 成果３における、ステークホルダー間の利害調整を行う協議体の構成（参加者）及び体制（意思決定方法、会議頻度等）、また、持続的プラットフォームの在り方、さらに、合意形成された施策の試行的な実施および様々な施策の資金調達方法を提案すること

水質改善による環境・健康面の便益が期待される一方で、農業利用との間にトレードオフが存在する。そのため、農業利用の役割にも配慮しつつ、環境・健康面とのバランスを踏まえた適切な水質管理のあり方を検討する必要がある。また、流域上流部であるメキシコ盆地の関係機関、下流部で水質悪化の影響を受けるエンドー貯水池周辺自治体、並びに流域の環境回復活動に取り組む関係機関等、多様な主体の関与が必要となる。

このため、業務の実施に当たっては、すべての関係者による全体の協議のみならず、課題や関係者に応じた効果的な協議・調整の枠組み（技術委員会、社会委員会、テーマ別会議など）を検討するとともに、それぞれの協議結果がアクションプランの更新及び流域管理に係る意思決定へ適切に反映される仕組みの構築に留意すること。また、水循環・水質モデルやモニタリングデータ等の科学的根拠を活用しながら、関係者間の共通理解及び合意形成を促進すること。

（４） 実施体制

本事業にはSEMARNAT（環境天然資源省 ）及びCONAGUAに加え、複数の連邦機関、州政府機関、自治体、灌漑組織、民間企業、NGO、学術機関等の参画が想定されている。受注者は、機関間の役割分担や意思決定プロセスの複雑性を踏まえた実施体制及び調整方法を検討すること。

（５） 持続性の確保（成果３）

本事業は30か月という限られた協力期間の中で、プロジェクト終了後も機能する協議メカニズム及び持続的なプラットフォームの形成を重視している。したがって、一時的な協議体の運営に留まらず、流域の水循環及び水質に係る課題に関する共通認識の醸成、課題解決に向けた施策の計画及び試行的な実施を通じて、関係者が自ら課題を特定し、優先施策を合意・実施し、その結果を踏まえて改善を継続できる仕組みを構築すること。

また、メキシコ政府においては水質改善が喫緊の課題として位置付けられていることから、関係者が協働して取り組み、その効果や成果を実感できる活動をプロジェクト期間中に実施することを念頭に置くこと。さらに、人材及び資金の動員を含む運営メカニズムを検討し、プロジェクト終了後も自立的に流域管理の取組が継続される仕組みを構築すること。

（６） 他開発パートナーとの連携

トゥラ川流域及び関連分野では、UNDP、WWF、世界銀行、IDB等が水資源管理、環境保全、気候変動対策等に取り組んでいる。本事業の実施に当たっては、これら開発パートナーの活動状況を踏まえ、相乗効果の創出や重複回避の観点から必要な情報共有及び連携を図ること。また、開発パートナーの活動の内容、事業規模、本プロジェクトとの相乗効果等については、業務進捗報告書等を通じてJICAにも報告を行うこと。

さらに、成果2で策定するアクションプランの実現及び成果3で構築する持続的なプラットフォームの運営に向けては、多様な主体との連携による資金・人材の動員を促進し、将来的な事業化や投資につながる可能性も視野に入れながら活動を実施すること。

加えて、本流域の課題解決にはWater Stewardshipをはじめとする民間企業との連携が期待されているため、成果２にかかる活動において積極的に促進すること。

（７） グローバル・アジェンダを踏まえたプロジェクト実施

本事業は、JICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」の下、クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」に位置付けられる案件である。このため、水循環及び水質に関する分析や数値シミュレーションモデルの構築に留まらず、それらを活用した関係者間の共通理解の醸成、アクションプランの策定及び実施、並びに持続的な流域ガバナンス体制の構築につなげることを重視して業務を実施すること。また、トゥラ川流域における実践を通じて、実施機関が主体となり継続的に課題分析、合意形成及び改善を行うことができる統合水資源管理の仕組みの構築を念頭に活動を実施すること。

（８） 対象地域の位置づけ

本事業はトゥラ川流域を対象とするが、流域の水循環及び水質は（TexcocoやCuautitlan流域を含む）メキシコ盆地からの排水の影響を大きく受けている。このため、対象地域内における課題への対応に加え、流域の水循環及び水質に影響を及ぼす流域外の要因や関連施策、関係機関との関係性も考慮すること。また、流域内においても課題や関係者が異なることを踏まえ、流域全体の視点から関係機関及びステークホルダーの役割を整理するとともに、効果的な協議・調整の枠組みを検討すること。なお、メキシコシティ内の対策（Sistema Cutzamala、Sistema Lermaからの送水、節水対策、雨水浸透、雨天時の送水等）については、メキシコ側の計画を簡易的にレビューするのみとする。

（９） 他案件の成果・教訓の活用

本事業の実施に当たっては、ボリビア多民族国「コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト」（2016年～2023年）及びスーダン国「統合水資源管理能力強化プロジェクト」（2016年～2023年）の成果及び教訓を活用すること。これらの案件では、協議メカニズムの目的や役割に関する共通理解の不足、人事異動等による活動の停滞、協議の場の運営自体が目的化することによる成果創出の停滞等が課題として確認されている。これらを踏まえ、本事業においては、行政機関に加え、学術機関、NGO、民間企業等の継続的な参画を促進するとともに、協議メカニズムをアクションプランの更新や具体的な取組の実施につなげること。また、水循環・水質モデルやモニタリングデータ等の科学的根拠を活用しながら関係者間の共通理解及び合意形成を促進し、プロジェクト終了後も知見が継承される仕組みづくりに留意すること。

（１０）本邦研修と課題別研修との連携[5]

2028年11月頃に本邦研修の実施を想定する（計12日間、参加者4～5名を想定）。

日本の経験や事例を参考にして、成果2「トゥラ川流域における健全な水循環及び水質の確保に向けたアクションプランの更新」及び成果3「ステークホルダー間の協議メカニズムの運用及び持続的なプラットフォームの構築」に資する内容として企画すること。研修対象者については、実施機関であるSEMARNAT及びCONAGUAに加え、流域管理、水利用管理、環境管理等に関与する関係機関からの参加を想定し、関係機関間で共通の課題認識及び将来ビジョンを共有できるよう配慮すること。

また、本邦における流域管理、水循環の健全化、水質改善、流域ガバナンス、官民連携及びウォータースチュワードシップ等の先進事例を学ぶ機会を設けるとともに、参加者がトゥラ川流域の課題を踏まえ、それらの知見や取組を同流域にどのように適用し得るかを関係者間で議論・検討する機会を十分に確保すること。

なお、JICAは本邦研修とは別に2027年11月頃に課題別研修を実施することを想定していることから、本邦研修は課題別研修（地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理）[6]と連携できるように計画すること。

---

[5] 本邦研修の内容（目的、研修内容、協力機関、視察先等）を提案すること

[6] 課題別研修は、JICAグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」に位置付けられ、責任ある水資源管理主体を育成し、協議体メカニズムを形成して機能させることを目的とした「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」の一部を成すプログラムである

（１１）ジェンダー主流化

成果3で構築するステークホルダー間の協議メカニズムおよびステークホルダー会合において、女性を含む多様な関係者の参画を促進するとともに、その意見が適切に反映されるよう配慮する。具体的には、成果指標として「女性のステークホルダーが、調整メカニズムを通じてステークホルダー会合に積極的に参画する」を設定し、会合運営や意思決定プロセスにおける包摂性の確保を図る。また、関係機関との協議や活動の実施に際しては、ジェンダー平等及び社会的包摂の視点を取り入れ、多様な立場の関係者がバランスよく参画できる環境づくりを推進する。これらの取組を通じて、流域管理に関する合意形成やガバナンス強化におけるジェンダー主流化を促進する。

（１２） 気候変動主流化

本事業では、水循環及び水質に関する数値シミュレーションモデルの構築及びアクションプランの更新を通じて、豪雨や渇水等の異常気象の頻発化・激甚化が流域の水量・水質に及ぼす影響を踏まえた流域管理の強化を図る。そのため、本事業は気候変動に対するレジリエンス強化に資するものであり、気候変動適応策（副次的目的）として位置付けられる。また、本事業が目指す健全な水循環の回復は、同国の国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution（NDC））3.0が掲げる気候変動の影響を踏まえた統合水資源管理の推進方針とも整合している。さらに、本事業は、統合的水資源管理の実践を通じて、流域の環境及び生態系の維持・回復にも寄与する。具体的には、過剰取水や水質悪化による水域環境の劣化を防止するとともに、適正な水量・水質管理を通じて生態系及び生物多様性の維持・保全を図るほか、流域管理の改善を通じて劣化した生態系の回復に貢献する。これらの取組について先方政府及び実施機関との認識共有を図りながら、プロジェクト全体を通じて生物多様性の主流化を推進する。

（１３） JICA 直営専門家との連携

本プロジェクトは、コンサルタント団員とJICAが直営で派遣する専門家「合意形成／ウォータースチュワードシップ／業務調整」で連携してすべての業務を実施する。直営専門家は、事業立ち上げ時から現地に常駐して、事業総括との調整の下で業務を遂行する。詳細については、配布資料「合意形成・ウォータースチュワードシップ・業務調整」専門家の業務内容（案）に示す。コンサルタント団員は活動計画について直営専門家に定期的に説明し、ロジ面を含めた活動の実施体制について調整する必要がある。

第４条 業務の内容

（１） 成果 1 に係る活動（水循環・水質の現状把握と事業の有効性の検証 ）

1-1. 水文および水質に関するモニタリングシステムについてレビューを行う。

1-2. 地形・地質、気象・水文、地下水、水利用に関するデータ・情報を収集・整理する。

1-3. 水質、汚染源と汚染負荷、健康への影響に関するデータを収集・分析する。

1-4. 水循環と水質に関する数値シミュレーションモデルを開発するとともに CONAGUA 職員に対して当該モデルの活用に関する研修を実施する。

1-5. トゥラ川流域の水循環の現状を可視化するためのシミュレーションを行い、成果 2 のアクションプランに含まれるプロジェクト/プログラムの有効性を評価する。

1-6. トゥラ川流域の水質の現状を可視化するためのシミュレーションを行い、成果 2 のアクションプランに含まれるプロジェクト/プログラムの有効性を評価する。

1-7. 成果 3 で設置される「協議メカニズム」を通じて、シミュレーション結果および評価結果をわかりやすい形でステークホルダーと共有する。

1-8. アトトニルコ下水処理場内の Surveillance Center for the Protection of National Waters において、シミュレーション結果を表示するためのデジタルコンテンツとアプリケーションを作成する。

1-9. 地表水および地下水の水質・流量測定のために、追加的に必要なモニタリング地点と機材について検討し、提言する。

（２） 成果 2 に係る活動（アクションプランの更新）

2-1. トゥラ川流域における健全な水循環、水質および流域ガバナンスの確保に向けた国際的な優良事例を共有する。

2-2. 既存の法令、ガイドライン、計画、実施中のプロジェクト/プログラム（既存の 17 施策）および既存の下水処理施設についてレビューを行う。

2-3. 健全な水循環および水質の確保に必要な追加的なプロジェクト・プログラムを提案する。

2-4. トゥラ川流域における健全な水循環および水質の確保に向けて、既存および追加的な重要プロジェクト/プログラムを取りまとめ、アクションプラン案を作成する。

2-5. 日本企業を含む民間企業、NGO、学術機関の中で、先進技術を有するあるいは流域保全活動への参画意向を有する組織とのビジネスマッチングを実施し、マッチングした民間企業によるデモンストレーションを実施する[7]。
2-6. 協議メカニズムを通じてステークホルダーと協議し、アクションプラン案の策定プロセスおよび提案内容に関する合意形成を図る。
2-7. ステークホルダー間で形成された合意に基づき、トゥラ川流域における健全な水循環および水質の確保に向けたアクションプランを最終化する。

（３） 成果 3 に係る活動（協議メカニズムおよびプラットフォームの構築）

3-1. 協議メカニズムについて調査を実施し、その役割・責任、機能、組織体制、構成員、運営手続き、既存の制度的枠組みとの連携関係を明確化する。
3-2. トゥラ川流域における関係ステークホルダー間で、健全な水循環および水質に関する共通理解を促進するための協議メカニズムを構築する。
3-3. 成果1と成果2の結果を共有するためのステークホルダー会合を開催する。
3-4. 制度面、運営面、規制面、財政面の観点から、効果的な長期流域管理および再生対策の実施に向けた重要課題を特定する。
3-5. 再生対策の実施に向けて、開発パートナー間の調整、トゥラ川流域水基金（Water Fund）、民間企業やNGOの参画などの機能を有する持続可能なプラットフォームを提案する。
3-6. 提案したプラットフォームの下での活動を開始する。

（４） 成果 4 に係る活動（情報共有）

4-1. プロジェクトのアプローチおよび成果を取りまとめた要約資料とわかりやすく可視化した資料を作成する。
4-2. トゥラ川流域のステークホルダーを対象とした成果共有セミナーを開催する。
4-3. アトヤック川流域およびレルマ・サンティアゴ川流域のステークホルダーを対象とした成果共有セミナーを開催する。
4-4. 本邦研修を実施する。

（５） 合同モニタリング・合同調整委員会（JCC）の実施

活動の修正や今後の活動方針について協議する合同調整委員会（JCC: Joint

[7] 民間企業等が実施するWater Stewardship活動の促進方法を提案すること

Coordinating Committee）を年2回実施する。JCCの開催規模は発注者およびC/Pらと共に検討するが、広報イベントのように大規模に実施する必要はなく、プロジェクト目標、上位目標およびスーパーゴールの達成に向けて直面している課題についてJCCメンバー間で真摯に協議できる機会となるように留意する。

（6） 完了時評価の実施

JICAは、プロジェクト終了時に完了時評価を実施する予定である。完了時評価の実施に際し、コンサルタントは、事業完了報告書（PCR）の作成及び取りまとめ、JCCにおける合同レビューへの参加、実績データその他評価に必要な根拠資料の整理・提供を行う。また、JICAによる完了時評価結果票の作成に必要な情報提供、説明及び照会対応を行う。

（7） 広報

1） 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をメキシコ国内に広く周知するため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICAメキシコ事務所と協力し、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

2） 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

メキシコ水セクターに関係する他援助機関やNGO等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力を行うために、適切な媒体、方法を通じて情報発信を行う。

3） 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設、JICAプロジェクトブリーフノートの作成・配布、JICA等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、JICAとの合意の下で実行する。

4） プロジェクトホームページの活用

現在SEMARNATより作成中のプロジェクトホームページにおいて、プロジェクトの活動に係る記事の定期的な寄稿及び国内広報を促進する。

5） JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布

JICAプロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は「第８条　報告書等」参照。

６） 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、業務進捗報告書、業務完了報告書に添付する（45枚程度を想定）。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

（８） ワーク・プランの作成及び合意

受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

第５条 報告書等

１． 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品は業務完了報告書とし、報告書の提出期限は契約の履行期間の末日とする。最終成果品には、事業期間内に作成した技術協力等成果品を添付するものとする。

報告書等	提出時期	部　数
業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：データ
ワーク・プラン	業務開始から3ヵ月以内	英文・西文：データ
半期報告・レビュー	業務開始後、6ヵ月毎	和文・英文・西文：データ
JICAプロジェクトブリーフノート及びパワーポイント資料	2028年2月 ＊ドラフトを1か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化したもの	和文・英文・西文：データ
業務進捗報告書（第1回目） ※写真集含む	2028年2月	和文・英文・西文：データ
業務進捗報告書（第2回目） ※写真集含む	2029年2月	和文・英文・西文：データ
業務完了報告書 ※写真集含む	契約履行期限末日	和文・英文・西文：データ CD-R：6枚（和文：2枚・英文:2枚・西文：2枚）

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１） 業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２） ワークプラン

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３） 半期報告・レビュー

コンサルタントは、原則 6 か月に 1 回、半期報告・レビューを実施する。半期報告・レビューでは、プロジェクト目標及び成果の達成状況、活動及び投入の進捗状況、リスクとその対応状況、案件計画の変更内容等を整理した資料を作成・提出する。また、JICA 業務主管部及び在外拠点とのレビューを通じて課題及び対応方針を確認し、その結果をプロジェクト運営に反映する。様式は自由。

（４） JICA プロジェクトブリーフノート

コンサルタントは、本業務に関する活動を対象として JICA プロジェクトブリーフノートを事業終了時にそれぞれ作成する。JICA プロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主

たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。

具体的には、契約締結後、別途 JICA が提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

１） JICA プロジェクトブリーフノートの目的と基本コンセプト

- プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICA の事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
- 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。
- 日本語、英語、西語で作成する。
- 分量：和文・英文・西分全て A4 版 8～10 ページ程度を目安とする。

（５） 業務進捗報告書及び業務完了報告書

各報告書の目次（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
（ア）PDM（最新版、変遷経緯）

（イ）業務フローチャート
（ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
（エ）人員計画（最終版）
（オ）研修員受入れ実績
（カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
（キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
（ク）合同調整委員会議事録等
（ケ）その他活動実績

なお、プロジェクトで実施したIWRMにかかる能力強化の人数を、地域（流域）レベルおよび国レベル（中央省庁）に分け、年度別に記載する。ジェンダー主流化の観点から開催した会合等への参加者の人数をジェンダー別に集計する。また気候変動主流化の観点から気候変動対策に資する活動には、それが分かるような印等を付して記載する。

2．　技術協力作成資料

以下の技術協力作成資料を、各期の業務進捗報告書及び事業完了報告書に添付する。

① 数値シミュレーションモデル（水循環・水質）及びその操作マニュアル（業務進捗報告書（第１回目））
② 更新版アクションプラン（業務進捗報告書（第１回目））
③ 協議メカニズム及び持続的プラットフォームの運営ガイドライン及び持続性にかかる提言書（業務進捗報告書（第２回目））

3．　コンサルタント業務従事月報

① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
② 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
③ 詳細活動計画（Work Breakdown Structure:WBS 等の活用）
④ 活動に関する写真
⑤ 活動の受益者数

（ア）　プロジェクトで実施した研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者。特に IWRM にかかる能力強化の人数（受益者数）を、地域（流域）レベルおよび国レベル（中央省庁）に分けて活動毎に記載する。
（イ）　ジェンダー主流化の観点から、開催した会合等への参加者の人数をジェンダー別に集計し、活動毎に記載する。
（ウ）　気候変動主流化の観点から、気候変動対策に資する活動にはそれが分かるような印などつけて記載する。

なお、統合水資源管理の業務では、発注者側と適宜協議し、臨機応変に活動の軌道修正を行うことが望ましい。そのため、月報報告の機会を活用し、発注者側と密でタイムリーなコミュニケーションを行う。月報は、それぞれの成果の活動進捗や停滞状況、懸念事項が明瞭に示される内容とし、作り手側の受注者および読み手側の発注者ともに負担が少なくなるように工夫する。また、後々、活動を振り返る際に当時の状況が記録されている貴重な参考資料にもなることから、活動の経緯（プロセス）が把握

できる内容を記載する。

第６条　機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	水文・水質モニタリング関連機材	河川水位計、雨量計、多項目水質自動監視装置等を想定	関係機関と協議の上、決定する。	供与機材	定額計上

第７条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	成果１（プロジェクト開始時）で実施する、水循環および水質に係る数値シミュレーションモデルの構築と、その結果の分かり易い表現方法	第３条　調査実施の留意事項 （２）数値シミュレーションモデルの構築（成果１）
2	成果３における、ステークホルダー間の利害調整を行う協議体の構成（参加者）及び体制（意思決定方法、会議頻度等）、また、持続的プラットフォームの在り方、さらに、合意形成された施策の試行的な実施および様々な施策の資金調達方法[8]	第３条　調査実施の留意事項 （３）ステークホルダー間の利害調整
3	成果２において、既存の計画や実施中および新たに提案するProjectやProgramを含むアクションプランを作成するが、合意可能でありかつ緊急性の高い事業を中心にまとめていく。現段階で想定される上記事業および成	第3条　調査実施の留意事項 （１）　成果間の連携及び活動の重点化

[8] 持続的プラットフォームとは、成果３にかかる協議メカニズムにおいて合意された施策を実施・継続するため、人材・資金の動員や関係機関との連携を促進する枠組みを指す。

	果３で実施可能な試行的な施策	
4	活動 2-5 に示された民間企業等が実施する Water Stewardship 活動の促進方法	第 4 条　業務の内容 （２） 成果 2 に係る活動（アクションプランの更新）
5	本邦研修の内容（目的、研修内容、協力機関、視察先等）	第 3 条　調査実施の留意事項 （１０）本邦研修と課題別研修との連携

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：統合水資源管理に関する各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙２　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

② 対象国及び類似地域：全途上国

③ 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本業務は、 2027年2月～2029年7月の業務期間において、プロジェクト業務を実施する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　３０．９９　人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月１．９０を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２）渡航回数の目途　延べ２８回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 成果２のデモンストレーション活動

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	活動2-5におけるデモンストレーション	ビジネスマッチングを目的とした現地再委託として、マッチングした企業側の予算でデモンストレーションを実施することを想定するもの。	関係機関と協議に基づき決定	定額計上

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- SEMARNAT_Tula Projects
- 合意形成・ウォータースチュワードシップ・業務調整 専門家の業務内容（案）
- 締結済み Record of Discussion

２） 公開資料

事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2026_202413782_1_s.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はスペイン語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

205,531,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

本案件は定額計上があります（**16,641,000**円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	成果２デモンストレーション活動にかかるビジネスマッチング	「第２章　特記仕様書案　第４条業務の内容（２）成果2に係る活動（アクションプランの更新）」	4,500,000円	労務費等	現地再委託費
2	水文・水質モニタリング関連機材	「第２章　特記仕様書案　第６条　機材調達」	5,000,000円	機材	機材購入費
3	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		7,141,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費（1,059,000円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

なお、本契約は機材調達のみであり、設置はメキシコ側が実施することを想定する。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙２：プロポーザル評価配点表

別紙２

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**

以　上